

議 会 運 営 委 員 会

令和 6 年 5 月 3 0 日（木）

午前 9 時 3 0 分

第 2 委員会室

議 題

- 1 令和 6 年第 3 回（6 月）尾張旭市議会定例会の運営について
- 2 議会運営委員会申し合わせ事項の一部改正について
- 3 議会運営委員会の行政調査について
- 4 その他

配付資料一覧

【議題1 資料】

- 1 令和6年第3回（6月）尾張旭市議会定例会日程（案）
- 2 議事日程（案）第1日目、第2日目以降
- 3 令和6年第3回（6月）尾張旭市議会定例会付議事件一覧、議案等の概要
- 4 最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情
- 5 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情
- 6 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情
- 7 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
- 8 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情
- 9 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情
- 10 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情
- 11 要望書等文書表

【議題2 資料】

- 12 議会運営委員会申し合わせ事項新旧対照表

【議題3 資料】

- 13-1 議会運営委員会行政調査について
- 13-2 委員会行政調査一覧表（H23～R5）
- 13-3 会派視察一覧表（H30～R5）
- 13-4 議会行事日程（10・11月）

【議題4 資料】

- 14 わくわく親子議会探検ツアー 実施要領
- 15 議会BCPに係る安否確認配信テストの実施について

令和6年第3回（6月）尾張旭市議会定例会日程（案）

(会期22日間)

開催日		曜日	開議時間	会議名	日程等
第 1 日	6 月 7 日	金	午 前 9 時 30 分	本 会 議	議会運営委員長報告 1 会議録署名者の指名 2 諸報告 3 会期の決定 4 委員会の所管事務調査報告の件 5 第 3 5 号議案から第 3 9 号議案まで 上程、提案理由の説明 6 諮問第 1 号 上程、提案理由の説明
第 2 日	6 月 8 日	土		休 会	
第 3 日	6 月 9 日	日		〃	
第 4 日	6 月 10 日	月		〃	
第 5 日	6 月 11 日	火		〃	
第 6 日	6 月 12 日	水		〃	
第 7 日	6 月 13 日	木	午 前 9 時 30 分	本 会 議	1 一般質問
第 8 日	6 月 14 日	金	〃	〃	
第 9 日	6 月 15 日	土		休 会	
第 10 日	6 月 16 日	日		〃	
第 11 日	6 月 17 日	月	午 前 9 時 30 分	本 会 議	1 一般質問 2 議案質疑 3 議案の討論、採決又は委員会付託 4 陳情
			本 会 議 終 了 後	予 算 決 算 委 員 会 (全 体 会)	総括説明（一般会計のみ） 各分科会への割り振り
第 12 日	6 月 18 日	火		休 会	
第 13 日	6 月 19 日	水		〃	
第 14 日	6 月 20 日	木	午 前 9 時 30 分	福 祉 文 教 委 員 会	付託議案等の審査
			福 祉 文 教 委 員 会 終 了 後	予 算 決 算 委 員 会 福 祉 文 教 分 科 会	付託議案の審査
第 15 日	6 月 21 日	金	午 前 9 時 30 分	都 市 環 境 委 員 会	付託議案等の審査
			都 市 環 境 委 員 会 終 了 後	予 算 決 算 委 員 会 都 市 環 境 分 科 会	付託議案の審査
第 16 日	6 月 22 日	土		休 会	
第 17 日	6 月 23 日	日		〃	
第 18 日	6 月 24 日	月	午 前 9 時 30 分	総 務 委 員 会	付託議案等の審査
			総 務 委 員 会 終 了 後	予 算 決 算 委 員 会 総 務 分 科 会	付託議案の審査
第 19 日	6 月 25 日	火	午 前 9 時 30 分	予 算 決 算 委 員 会 (全 体 会)	各分科会会長審査報告及び報告に対する質疑 討論、採決
第 20 日	6 月 26 日	水		休 会	(予定：午前9時30分 各派代表者会)
第 21 日	6 月 27 日	木	午 前 9 時 30 分	議 会 運 営 委 員 会	
第 22 日	6 月 28 日	金	〃	本 会 議	議会運営委員長報告 1 諸報告 2 委員会の所管事務調査報告の件 3 委員長報告及び報告に対する質疑 4 付託議案等の討論、採決

※ 委員会等の開催は予定であり、変更となる場合があります。

議事日程（案）第1日目

議会運営委員長報告

- 第 1 会議録署名者の指名
 - （ 榊原 利宏 議員 ）
 - （ 大島 もえ 議員 ）
- 第 2 諸報告
 - （1）議長報告
 - （2）市長報告
- 第 3 会期の決定
 - （会期 22 日間）
- 第 4 委員会の所管事務調査報告の件
 - （1）議会みらい創造特別委員会
 - （2）議会運営委員会
- 第 5 第35号議案から第39号議案まで
上程、提案理由の説明
- 第 6 諮問第1号
上程、提案理由の説明

議事日程（案）第2日目以降

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案質疑
- 第 3 議案の討論、採決又は委員会付託
- 第 4 陳情

1 議案（5 件）

番号	件名
第 3 5 号議案	令和 6 年度尾張旭市一般会計補正予算（第 2 号）
第 3 6 号議案	尾張旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
第 3 7 号議案	尾張旭市市税条例の一部改正について
第 3 8 号議案	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
第 3 9 号議案	市道路線の認定について

2 諮問（1 件）

番号	件名
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案等の概要

1 議案（5件）

第35号議案 令和6年度尾張旭市一般会計補正予算（第2号）（財政課）

（単位 千円）

補正前予算額	29,390,372	補正予算額	145,450	補正後予算額	29,535,822
歳入	繰入金				
	・財政調整基金繰入金				50,000
歳入	諸収入				
	・新型コロナワクチン接種助成金				95,450
歳出	・高齢者新型コロナワクチン接種委託料				147,000
	・スクールロイヤー業務委託料				385
	・予備費				△1,935

第36号議案 尾張旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について（情報政策課）

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、個人番号の独自利用事務に住登外者の情報の管理に関する事務を追加するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和6年9月17日

第37号議案 尾張旭市市税条例の一部改正について（税務課）

地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和7年4月1日、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日

第38号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（保険医療課）

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

施行期日 令和6年12月2日

第39号議案 市道路線の認定について（土木管理課）

開発行為により帰属された道路を管理するに当たり、新たに市道として認定する。

認定路線 平子54号線

2 諮問（１件）

諮問第１号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（人事課）

令和６年９月３０日で任期満了となる人権擁護委員 水野 みち代 氏を再度推薦するため、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

<市長報告（２件）>

(1) 令和５年度尾張旭市一般会計繰越明許費について（財政課）

地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、繰越計算書の報告を行う。

事業数 ４２事業 繰越額 １，１６３，１８５，６４５円

(2) 尾張旭市財産の譲渡について（財政課）

尾張旭市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例第８条の規定により、令和５年度中に譲渡した財産の報告を行う。

譲渡 物品１件

2024年5月10日

4

尾張旭市議会議員 様

名古屋市
春の自治体キャラバ
代表
事務局：自治労

**最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援
の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情**

歴史的な物価高騰が労働者と国民の生活、中小・零細企業の経営に大きな打撃を与えています。

2008年のリーマンショックで世界各国は、賃金の引き上げを含む内需拡大により経済危機を克服してきました。しかし日本は、派遣切りや非正規雇用の拡大、四半世紀にもわたる賃金抑制策で、大企業の内部留保は530兆円にも膨れあがりましたが、貧困と格差が拡大しました。2024春闘でも、大企業では物価高騰を上回る賃上げが実施されましたが、中小企業やケア労働者、非正規労働者の賃上げはすすんでいません。こうした労働者の賃上げなしには日本経済の回復はありません。そのためには、最低賃金の大幅引き上げによる賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、都道府県ごとに3ランク制となっていますが、最も高い東京は時給1,113円、愛知県は1,027円、最低の岩手県は893円です。これでは1日8時間フルタイムで働いても月12万～16万円に満たない手取りにしかならず、自立して生活することすら困難です。また、東京都と最低の岩手県では220円もの格差があり、地方から都市部へ労働力が流出し、地方の人口減少と高齢化が地域経済の疲弊に拍車をかけています。愛知県内において愛労連(愛知県労働組合総連合)の行った調査では、静岡県や岐阜県に隣接する自治体では他の地域に比べて募集時給が顕著に低くなる弊害が明らかになっています。世界的にも地域別の制度を導入しているのはカナダ、中国、インドネシア、日本の4カ国のみです。

全労連(全国労働組合総連合)や愛労連などが全国でおこなってきた「最低生計費試算調査」結果では、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に地域による大きな格差はありません。若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円程度であり、年1,800時間(1日8時間週休2日・法定休日および年次有給休暇の完全取得)の労働時間で換算して時給1,500円以上が必要です。政府も岸田首相が2030年代半ばまでに最低賃金を1,500円に引き上げる目標の前倒しを表明するなど、1,500円への引き上げは喫緊の課題となっています。

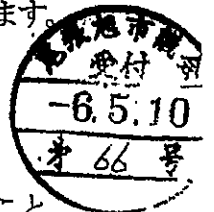
最低賃金を大幅に引き上げるためには、中小・零細企業への支援とともに労務費の上昇を適正に価格転嫁できる公正取引を実現することが保障されなければなりません。政府による助成や社会保険料の減免、賃金引き上げに伴う価格転嫁が適正に行われるとともに、下請け企業への単価引き下げが押しつけられないように公正な取引ルールが保障されることが必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域経済を元気にし、地域循環型経済を確立することができます。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現すること。
2. 最低賃金を時給1,500円以上に引き上げること。
3. 最低賃金の引き上げのために、中小企業支援策を抜本的に拡充し、公正取引を保障すること。

以上



【意見書案①】

最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書(案)

歴史的な物価高騰が労働者と国民の生活、中小・零細企業の経営に大きな打撃を与えている。

2024年の春闘においては、大企業では物価高騰を上回る賃上げが実施されたが、中小企業やケア労働者、非正規労働者の賃上げはすすんでいない。こうした労働者の賃上げなしには日本経済の回復はありえず、最低賃金の大幅引き上げによる賃金の底上げが必要である。国においても、岸田首相が2030年代半ばまでに最低賃金を1,500円に引き上げる目標の前倒しを表明するなど、1,500円への引き上げは喫緊の課題である。

日本の最低賃金は、最も高い東京で時給1,113円、最低の岩手県は893円である。これでは1日8時間フルタイムで働いても月12万～16万円に満たない手取りにしかならず、自立して生活することすら困難である。また、東京都と最低の岩手県では220円もの格差があり、地方から都市部へ労働力が流出し、地方の人口減少と高齢化が地域経済の疲弊に拍車をかけている。愛知県内においても、静岡県や岐阜県に隣接する自治体では、他の地域に比べて募集時給が顕著に低くなる弊害が明らかになっている。

最低賃金を大幅に引き上げるためには、中小・零細企業への支援とともに労務費の上昇を適正に価格転嫁できる公正取引を実現することが保障されなければならない。政府による助成や社会保険料の減免、賃金引き上げに伴う価格転嫁が適正に行われるとともに、下請け企業への単価引き下げが押しつけられないように公正な取引ルールが保障されることが重要である。

すべての労働者の賃上げを実現し購買力を引き上げれば、地域経済を元気にして地域循環型経済を確立することができる。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現すること。
2. 最低賃金を時給1,500円以上に引き上げること。
3. 最低賃金の引き上げのために、中小企業支援策を抜本的に拡充し、公正取引を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年 月 日

内閣総理大臣 宛
厚生労働大臣

〇〇〇議会
議長

2024 年 5 月 10 日

5

尾張旭市議会議員 様

名古屋市
春の自治体キャラバ
代表
事務局：自治労

公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する
公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

2009 年 7 月に公共サービス基本法が施行され、第 11 条では「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」ことが定められました。しかしその取り組みは、個々の地方公共団体の努力に任せられ、国の役割は果たされていない状況にあります。

公共サービス基本法制定の背景は、公共サービスの民間開放が急激に推進されるもと、受注をめぐる低価格過当競争や短期間での契約更新が、多くの公契約事業従事者を低賃金かつ不安定雇用の「官製ワーキングプア」に陥れるとともに、民間企業は最大限の利益確保を旨とすることから、公共サービスの質の低下や人命をも損なう重大事故の多発を招いたことにあります。

そうした背景のもと、各地方公共団体の自発的な努力により、近年では人命を損なう事態こそ回避されていますが、公共サービスの質の保持や「官製ワーキングプア」の解消は未だ達成されておらず、国の責任で公共サービス基本法第 11 条を履行する公契約法の速やかな制定が必要です。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 「公共サービス基本法」第 11 条を確実に履行できるよう、同法第 4 条に規定された国の責務を、早期かつ十全に果たすこと。
2. 公契約事業従事者の、適正な賃金・労働条件と雇用の安定・継続を保障する「公契約法」を早期に制定すること。

以 上



【意見書案②】

公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書（案）

2009 年 7 月に公共サービス基本法が施行され、第 11 条では「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」ことが定められた。その取り組みは、個々の地方公共団体の努力に任せられ、国の役割は果たされていない状況にある。

公共サービス基本法制定の背景は、公共サービスの民間開放が急激に推進されるもと、受注をめぐる低価格過当競争や短期間での契約更新が、多くの公契約事業従事者を低賃金かつ不安定雇用の「官製ワーキングプア」に陥れ、民間企業は最大限の利益確保を旨とすることから、公共サービスの質の低下や人命をも損なう重大事故の多発を招いたことにある。

そうした背景のもと、各地方公共団体の自発的な努力により、近年では人命を損なう事態こそ回避されているが、公共サービスの質の保持や「官製ワーキングプア」の解消は未だ達成されておらず、国の責任で公共サービス基本法第 11 条を履行する公契約法の速やかな制定が必要である。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 「公共サービス基本法」第 11 条を確実に履行できるよう、同法第 4 条に規定された国の責務を早期かつ十全に果たすこと。
2. 公契約事業従事者の、適正な賃金・労働条件と雇用の安定・継続を保障する「公契約法」を早期に制定すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

2024 年 月 日

内閣総理大臣 宛
総務大臣
財務大臣

〇〇〇議会
議長

2024年5月10日

6

尾張旭市議会議員 様

名古屋市
春の自治体キャラバ
代表
事務局：自治労

住民の安全・安心を支える行政サービス体制・
機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

政府は、「総人件費抑制」を前提とした「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」に基づいて、毎年2%以上、5年間で10%以上の定員削減を現在もすすめています。

そのため、国の行政機関の現場では、正規職員を増やすことができず、かわりに非常勤職員が多く採用され、その数は約8万人にのぼっています。非常勤職員は3年で一律公募にかけられるか雇い止めされる不安定な雇用のため、「官製ワーキングプア」と批判される事態となっており、地域経済にとっても小さくない影響を与えています。

また、地方創生や地方分権の名のもとに、国が果たすべき業務の地方自治体への移管がすすめられ、財源をともなわない権限移譲は地方自治体にとって重い負担となっています。さらに政府は、国の役割を地方自治体に丸投げする道州制を検討しています。

住民のいのちと暮らしをまもるために、国の出先機関の予算・人員体制を強化するなど公務・公共サービス拡充が求められています。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 住民のいのちと暮らし、安全・安心をまもるために、「行政機関の職員の定員に関する法律(総定員法)」を廃止するとともに、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針(定員合理化計画)」を撤回すること。
2. 全国一律の行政サービスを提供するうえで、国の出先機関が必要不可欠であることをふまえ、廃止・縮小・委譲などを実施しないこと。
3. 憲法で定められた国の責任を放棄して、地方自治体に国の役割を丸投げする道州制を導入しないこと。

以 上



【意見書案③】

住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書（案）

政府は、財政赤字の原因が公務員・公的部門職員の人件費にあるかのように主張し、公務員の削減をすすめると同時に、中央省庁再編、地方出先機関の統廃合や民営化・民間委託化などを推進してきた。その結果、1967年に約90万人だった国家公務員は30万人以下にまで減少した。愛知県内では、ハローワークや法務局出張所、国立病院、測候所の廃止・縮小・委譲などが実施された。これらは地方自治体にとっても重大な問題である。

さらに政府は、「総人件費抑制」を前提とした「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」に基づいて、毎年2%以上、5年間で10%以上の定員削減を現在もすすめている。

そのため、現場では正規職員が増やせず、そのかわりに非常勤職員が多く採用され、その数は約8万人にのぼっている。非常勤職員は3年で一律公募にかけられるか雇い止めされる不安定な雇用であり、処遇も劣悪なことから「官製ワーキングプア」と批判されている。

憲法は国民の基本的な人権を保障するうえで、国にその責務があることを定め、そのために行政機関、国立病院、試験・研究機関、裁判所など国の機関が設置されており、これらの機関の縮小や統廃合、公務員削減は、国の役割を放棄するものである。

また、地方創生や地方分権の名のもとに、国が果たすべき業務の地方自治体への移管がすすめられているが、財源をとまなわぬ権限移譲は地方自治体にとって重い負担となっている。そのうえ政府は、国の役割を地方自治体に丸投げする道州制まで検討している。

これらのことから住民のいのちと暮らしをまもるために、国の出先機関の予算・人員体制を強化するなど行財政・司法の拡充が求められており、そのことは、住民の安全・安心をひろげることによって地域経済の活性化、自治体財政の充実をはかるうえでも喫緊の課題となっている。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 住民のいのちと暮らし、安全・安心をまもるために、「行政機関の職員の定員に関する法律（総定員法）」を廃止するとともに、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針（定員合理化計画）」を撤回すること。
 2. 全国一律の行政サービスを提供するうえで、国の出先機関が必要不可欠であることをふまえ、廃止・縮小・委譲などを実施しないこと。
 3. 憲法で定められた国の責任を放棄して、地方自治体に国の役割を丸投げする道州制を導入しないこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年 月 日

衆議院議長 宛

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

〇〇〇議会

議長

2024年5月10日

7

尾張旭市議会議員 様

名古屋市
春の自治体キャラバ
代表
事務局：自治労

地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

能登半島地震の被災地では、被害状況の把握や復旧作業、避難所運営や診療対応での人員の不足が課題になっています。全国の自治体から被災地に向けて行政支援が行われていますが、派遣元の自治体でも職員が不足し、「支援に行きたくても行けない」状況も報告されています。災害やコロナ禍は、公務公共サービスの重要性を浮き彫りにしました。一方で、業務量に見合った人員が確保されない職場実態は、多くの早期離職を生んでいます。この間、保健所や児童福祉士等の増員も一部すすめられていますが、長期にわたってコスト削減ばかりを強調して推進された行革や合理化の方向性を根本から改めなければ、地方自治体が住民のいのちと暮らしを守ることは困難です。住民生活を支える必要不可欠な仕事として、抜本的な地方自治体の体制拡充と地方財政拡充が求められます。

2024年度地方財政計画では、地方の一般財源総額は増加したものの、増え続ける社会保障経費に加え、給与改定の原因と、国の主導による「こども・子育て支援加速化プラン」の経費などを見込んだものでしかなく、引き続き抑制傾向が続いています。物価・光熱費の高騰によって困窮する住民・中小事業者等への抜本的な生活支援を図る予算も不足しています。一方で、デジタル田園都市国家構想事業費や地域社会再生事業費などは昨年と同額を維持しており、地方自治に歪みを生じさせかねないものと言わざるを得ません。

国に求められるのは、国民が全国のどの地域に住んでいても憲法に基づく健康で文化的な生活が営めるようナショナルミニマムを保障する財源を確保し、地方自治体の財源格差を是正して、地方財政を抜本的に拡充することです。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 憲法に基づくナショナルミニマムを保障し、住民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるよう地方自治と地方財政を拡充すること。
2. 地方自治体間の財源格差は、水平的な財政調整で是正するのではなく、地方交付税や国庫補助金の拡充など、国の責任と負担による垂直的な財政調整で是正すること。
3. 地方交付税は、法定率を抜本的に引き上げ、地方自治体の財源保障・財源調整機能をあわせもつ制度として充実させること。
4. 基準財政需要額は、地方自治体が「住民の福祉の増進」を図るために現に必要としている財政需要をもとに算定すること。地方公務員の人件費・人員の削減、公の施設の統廃合・民間移管など「行革努力」を反映する地方交付税の算定を行わないこと。マイナンバーカードの普及率に応じた地方交付税の配分など成果主義的な仕組みを改めること。
5. 地方自治体が災害対策や公共施設の耐震化等のために基金を積み立てることを理由とした地方財政の削減を行わないこと。
6. 新型コロナウイルス感染症への対応や、大規模な災害からの復旧・復興にかかる財源は、地方自治体に負担せず、全額を国が負担すること。物価・燃料費高騰に対応するための財源措置を大幅に拡大すること。
7. デジタル化の推進など、国の主導による政策に係る財源は全額を国が負担すること。少なくとも基準財政需要額への確実な算入と、新たな税源による基準財政収入額への算入をあわせて行い、地方自治体の自主財源による独自施策に影響を及ぼさないこと。



以上

【意見書案④】

地方財政の拡充を求める意見書（案）

能登半島地震の被災地では、被害状況の把握や復旧作業、避難所運営や診療対応での人員の不足が課題になっている。全国の自治体から被災地に向けて行政支援が行われているが、派遣元の自治体でも職員が不足し、「支援に行きたくても行けない」状況も報告されている。災害やコロナ禍によって、自治体・公務公共サービスの重要性が改めて浮き彫りになった。一方で、業務量に見合った人員が確保されない職場実態は、多くの早期離職を生んでいる。この間、保健所や児童福祉士等の増員も一部すすめられているが、長期にわたってコスト削減ばかりを強調して推進された行革や合理化の方向性を根本から改めなければ、地方公共団体が住民のいのちと暮らしを守ることはできない。住民生活を支える必要不可欠な仕事として、抜本的な地方公共団体の体制拡充と地方財政拡充が求められる。

2024年度地方財政計画では、地方の一般財源総額は増加したものの、増え続ける社会保障経費に加え、給与改定の原資と、国の主導による「こども・子育て支援加速化プラン」の経費などを見込んだものでしかなく、引き続き抑制傾向が続いている。物価・光熱費の高騰によって困窮する住民・中小事業者等への抜本的な生活支援を図る予算も不足している。一方で、デジタル田園都市国家構想事業費や地域社会再生事業費などは昨年と同額を維持しており、地方の独自の取り組みを阻害し、地方自治に歪みを生じさせかねないものと言わざるを得ない。

国に求められるのは、国民が全国のどの地域に住んでいても憲法に基づく健康で文化的な生活が営めるようナショナルミニマムを保障する財源を確保し、地方公共団体の財源格差を是正して、地方財政を抜本的に拡充することである。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 憲法に基づくナショナルミニマムを保障し、住民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるよう地方自治と地方財政を拡充すること。
2. 地方自治体間の財源格差は、水平的な財政調整で是正するのではなく、地方交付税や国庫補助金の拡充など、国の責任と負担による垂直的な財政調整で是正すること。
3. 地方交付税は、法定率を抜本的に引き上げ、地方自治体の財源保障・財源調整機能をあわせもつ制度として充実させること。
4. 基準財政需要額は、地方自治体が「住民の福祉の増進」を図るために現に必要としている財政需要をもとに算定すること。地方公務員の人件費・人員の削減、公の施設の統廃合・民間移管など「行革努力」を反映する地方交付税の算定を行わないこと。マイナンバーカードの普及率に応じた地方交付税の配分など成果主義的な仕組みを改めること。
5. 地方自治体が災害対策や公共施設の耐震化等のために基金を積み立てることを理由とした地方財政の削減を行わないこと。
6. 新型コロナウイルス感染症への対応や、大規模な災害からの復旧・復興にかかる財源は、地方自治体に負担させず、全額を国が負担すること。物価・燃料費高騰に対応するための財源措置を大幅に拡大すること。
7. デジタル化の推進など、国の主導による政策に係る財源は全額を国が負担すること。少なくとも基準財政需要額への確実な算入と、新たな税源による基準財政収入額への算入をあわせて行い、地方自治体の自主財源による独自施策に影響を及ぼさないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年 月 日

内閣総理大臣 宛
財務大臣
総務大臣

〇〇〇議会
議長

2024年5月10日

8

尾張旭市議会議員 様

名古屋市
春の自治体キャラバ
代表
事務局：自治労

保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を
抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

2024年4月に4・5歳児の保育士配置基準が内閣府令により30対1から25対1へ改正され、それに対応する加算措置が設けられました。また、2015年より加算措置が行われていた3歳児についても、20対1から15対1へ最低基準が改正されました。4・5歳児については76年ぶりとなるこの改正は、保育の安全・安心の確保の観点から大変重要なものです。しかし、人材確保に困難を抱える保育現場で混乱が生じないようにとの理由から「当分の間」は従前の基準により運営することも妨げないという期間の定めのない経過措置が設けられており、子どもたちの受ける保育に施設や地域による格差が生じることになりかねません。最低基準＝ナショナルミニマムとして、早急な完全実施が求められます。

加えて、2023年6月の「こども未来戦略方針」に掲げられていた1歳児6対1から5対1への改善は「保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に」として先延ばしされました。また、今回改正となった年齢以外についても、保育士1人あたりの子どもの人数は欧州先進諸国の約2倍と大きく立ち遅れています。現在の基準では保育の安全・安心が守られないという保育現場からの声は大きく、世界基準を見据えた保育士配置基準のさらなる改善が必要です。

保育士確保が困難であるのは事実ですが、その大きな要因は、有資格者の6割が「潜在保育士」であり、保育施設等に勤務していないことにあります。「現状の保育施設で働きたい保育士」が不足していることに問題があるのです。保育士の処遇については、この間も国による賃金水準の引き上げなど少しずつ改善が図られてきているところですが、保育士給与はいまだ全産業平均と比べて7万円低い状況です。保育士の担う役割は、子どもの保育のみならず、家庭支援など今まで以上に大きくなっています。保育の担い手を確保し、保育士の専門性を高め、保育をより充実させていくためには、抜本的な処遇の改善が急務です。

国は「こども未来戦略」において両立支援をかかげています。保育現場においても子育てしながら働き続けることができる職場づくりの必要性は例外ではありません。ベテラン・中堅職員である子育て世代の定着は、保育の質の確保のためにも重要です。しかし、そのための財政的な裏付けがなければ、せっかくの制度も机上の空論となりかねません。両立支援を実効性あるものとするためには、子どもが病気の際などに職員が安心して休暇を取得できるよう、代替職員等の配置を可能とする財政措置が不可欠です。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 世界基準の保育環境実現のため、国の定める保育士配置基準をさらに改善すること。
2. 保育士の賃金水準の抜本的な引き上げなど、さらなる処遇の改善を図ること。
3. 両立支援のため、子の看護等休暇を有給で取得できるよう財政措置を行うこと。



以上

【意見書案⑤】

保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書（案）

2024年4月に4・5歳児の保育士配置基準が内閣府令により30対1から25対1へ改正され、それに対応する加算措置が設けられた。また、2015年より加算措置が行われていた3歳児についても、20対1から15対1へ最低基準が改正された。4・5歳児については76年ぶりとなるこの改正は、保育の安全・安心の確保の観点から大変重要なものである。しかし、人材確保に困難を抱える保育現場で混乱が生じないようにとの理由から「当分の間」は従前の基準により運営することも妨げないという期間の定めのない経過措置が設けられており、子どもたちの受ける保育に施設や地域による格差が生じることになりかねない。最低基準＝ナショナルミニマムとして、早急な完全実施が求められる。

加えて、2023年6月の「こども未来戦略方針」に掲げられていた1歳児6対1から5対1への改善は「保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に」として先延ばしされた。また、今回改正となった年齢以外についても、保育士1人あたりの子どもの人数は欧州先進諸国の約2倍と大きく立ち遅れている。現在の基準では保育の安全・安心が守られないという保育現場からの声は大きく、世界基準を見据えた保育士配置基準のさらなる改善が必要である。

保育士確保が困難であるのは事実だが、その大きな要因は、有資格者の6割が「潜在保育士」であり、保育施設等に勤務していないことにある。「現状の保育施設で働きたい保育士」が不足していることに問題があるのである。保育士の処遇については、この間も国による賃金水準の引き上げなど少しずつ改善が図られてきているところではあるが、保育士給与はいまだ全産業平均と比べて7万円低い状況である。保育士の担う役割は、子どもの保育のみならず、家庭支援など今まで以上に大きくなっている。保育の担い手を確保し、保育士の専門性を高め、保育をより充実させていくためには、抜本的な処遇の改善が急務である。

国は「こども未来戦略」において両立支援を力めている。保育現場においても子育てしながら働き続けることができる職場づくりの必要性は例外ではない。ベテラン・中堅職員である子育て世代の定着は、保育の質の確保のためにも重要である。しかし、そのための財政的な裏付けがなければ、せっかくの制度も机上の空論となりかねない。両立支援を実効性あるものとするためには、子どもが病気の際などに職員が安心して休暇を取得できるよう、代替職員等の配置を可能とする財政措置が不可欠である。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 世界基準の保育環境実現のため、国の定める保育士配置基準をさらに改善すること。
2. 保育士の賃金水準の抜本的な引き上げなど、さらなる処遇の改善を図ること。
3. 両立支援のため、子の看護等休暇を有給で取得できるよう財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年 月 日

内閣総理大臣 宛
こども政策担当大臣
厚生労働大臣
こども家庭庁長官

〇〇〇議会
議長

尾張旭市議会議長 様

名古屋市
春の自治体キャラバ
代表
事務局：自治労介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を
基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情

介護・障害福祉施設は、家庭と仕事の両立のため、そして個人の尊厳を尊重する社会のためにも重要な施設です。公共性も高く、本来であれば国・自治体で行う事業を民間が担っています。しかし現在の制度では、日中すら十分な職員配置ができないうえ、深夜帯の配置基準は介護施設では1フロアに職員1人、障害福祉のグループホームでは夜勤者もおかなくていいという最低基準となっています。そういった中で、2020年11月には夜勤中に倒れて亡くなった職員もいます。職員と利用者の安全のためにも夜間の配置基準の改善は喫緊の課題です。

国は「手厚く人員配置をした際に夜間支援体制加算を創設している」としていますが、2023年に行った愛労連・自治労連愛知県本部主催の春の自治体キャラバンのアンケート結果では、介護分野では認知症対応型生活介護・小規模多機能型施設718件のうち複数配置した際に取得できる夜間支援体制加算Ⅰの取得は8件、夜間支援体制加算Ⅱの取得は7件と取得がすすんでいません。障害分野のグループホームでは夜勤者を置くと取得できる夜間支援体制加算Ⅰの取得が521事業所あるうち、複数配置をするための夜間支援体制加算Ⅳの取得が23件、夜間支援体制加算Ⅴの取得が6件と極めて不十分です。

愛知県医労連と福祉保育労東海地本で行った「2023年度夜勤実態アンケート」では、1人夜勤についての回答296件のうち、すべての時間1人が148件、一部時間帯で1人夜勤が113件と、88%が1人夜勤を行っており、危険な状態となっています。また「手をあげそうになったことはあるのか」という設問に対し、「ある」と回答した件数が101件と8割にものぼり、その内容には「利用者が眠れず、自分自身にも余裕がない中で、利用者の大声にイライラした時」という回答もあり、1人夜勤の弊害は働く者の健康だけでなく、虐待にもつながってしまいます。職員が健康で働き続けられ、職員・利用者のいのちが守られる配置基準を国の責任においてただちに実現する必要があります。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 介護・障害施設の夜勤体制は、常時複数配置であることを基準とし、それが実現できる報酬単価に引き上げること。
2. 夜間労働の実態を把握するため、夜勤の実態調査を行うこと。



以上

【意見書案⑥】

介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、 複数配置を基準とすることを求める意見書（案）

介護・障害福祉施設は、家庭と仕事の両立のため、そして個人の尊厳を尊重する社会のためにも重要な施設である。公共性も高く、本来であれば国・自治体で行う事業を民間が担っているが、現在の制度では、日常的に十分な職員配置ができないうえ、深夜帯の配置基準はあまりに危険で不十分である。このような中で、2020年11月には夜勤中に倒れて亡くなった職員がおり、職員と利用者の安全のためにも夜間の配置基準の改善は喫緊の課題である。

国は「手厚く人員配置をした際に夜間支援体制加算を創設している」としているが、2023年に行った愛労連・自治労連愛知県本部主催の春の自治体キャラバンのアンケート結果では、介護分野では認知症対応型生活介護・小規模多機能型施設718件のうち複数配置した際に取得できる夜間支援体制加算Ⅰの取得は8件、夜間支援体制加算Ⅱの取得は7件と取得がすすんでいない。障害分野のグループホームでは夜勤者を置くと取得できる夜間支援体制加算Ⅰの取得が521事業所あるうち、複数配置をするための夜間支援体制加算Ⅳの取得が23件、夜間支援体制加算Ⅴの取得が6件と極めて不十分である。

愛知県医労連と福祉保育労東海地本で行った「2023年度夜勤実態アンケート」では、1人夜勤についての回答296件のうち、すべての時間1人が148件、一部時間帯で1人夜勤が113件と、88%が1人夜勤を行っており、危険な状態となっている。さらに「手をあげそうになったことはあるのか」という設問に対し、「ある」と回答した件数が101件と3割にものぼっている。1人夜勤の弊害は働く者の健康だけでなく、虐待問題にもつながる。介護・障害施設の職員が健康で働き続けられ、職員・利用者のいのちが守られる夜間の配置基準を国の責任においてただちに実現する必要がある。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 介護・障害施設の夜勤体制は、常時複数配置であることを基準とし、それが実現できる報酬単価に引き上げること。
 2. 夜間労働の実態を把握するため、夜勤の実態調査を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年 月 日

内閣総理大臣 宛
厚生労働大臣

〇〇〇議会
議長

2024年5月10日

10

尾張旭市議会議員 様

名古屋市
春の自治体キャラバ
代表
事務局：自治労

「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の
長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情

「1年単位の変形労働時間制」は、業務の繁閑を見込み、それに合わせて労働時間を配分するものであり、恒常的な時間外労働が無いことを前提とする制度です。

しかし県内の学校では、県教委が経年経過調査している11月で、正規に割り振られた勤務時間を45時間も超える教員の割合が小学校27%、中学校で43%も存在し、この制度には適合していないことはあきらかです。

文科省は、「休日のまとめ取り」を「目的とする場合に限り」この制度を導入するとしています。が、長期休業期間中でも業務があり、土曜授業の振り替えや夏季休暇等の取得すらままならないのが実態です。「休日のまとめ取り」を一律に押しつける制度の導入は、「働き方改革」に逆行するものです。「業務や勤務時間を縮減するものではない」と文科省自身が認める「1年単位の変形労働時間制」の導入は、いっそうの長時間労働をもたらす、教職員のいのちと健康を脅かす大問題です。ゆきとどいた教育をすすめることにも支障をきたします。

制度導入に関し文科省は、「まず各学校で検討の上、市町村教育委員会と相談し、市町村教育委員会の意向を踏まえた都道府県教育委員会において……条例等を整備する」と答弁しました。しかし、制度の説明や学校としての「意向」を決めるための話し合いは、ほとんど行われていません。

「1年単位の変形労働時間制」導入は、重大な勤務条件の変更にあたります。地方公務員法に則り「勤務条件に関する事項は職員団体との交渉事項であり、書面による協定を結ぶことができる」「導入に当たっては、職員団体との交渉を踏まえつつ検討」「都道府県で交渉団体との話し合い、市町村での話し合い」は「担保される」などの国会答弁が実行されるべきです。

いま、教育行政が行うべきは、子どもたちが学校に通いたくなる魅力ある学校作りを支援すること、教職員の長時間過密労働を解消するための実効ある施策をすすめること、教員の未配置を直ちに解消することです。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を愛知県に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 「1年単位の変形労働時間制」を導入するための条例制定を行わないこと。
2. 教職員の長時間過密労働を解消するための施策を緊急に講じること。
3. 教員の未配置を愛知県教育委員会の責任で無くすこと。

以上



【意見書案⑦ 愛知県宛】

「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、
教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書（案）

「1年単位の変形労働時間制」は、業務の繁閑を見込み、それに合わせて労働時間を配分するものであり、恒常的な時間外労働が無いことを前提とする制度である。

しかし県内の学校では、県教委が経年経過調査している11月で、正規に割り振られた勤務時間を45時間も超える教員の割合が小学校27%、中学校43%存在し、この制度には適合していないことは明らかである。

文科省は、「休日のまとめ取り」を「目的とする場合に限り」この制度を導入するとしているが、長期休業期間中でも業務があり、土曜授業の振り替えや夏季休暇等の取得すらままならないのが実態である。「休日のまとめ取り」を一律に押しつける制度の導入は、「働き方改革」に逆行するもので、「業務や勤務時間を縮減するものではない」と文科省自身が認める「1年単位の変形労働時間制」の導入は、いっそうの長時間労働をもたらし、教職員のいのちと健康を脅かす大問題である。ひいては、ゆきとどいた教育をすすめることにも支障をきたす。

制度導入に関し文科省は、「まず各学校で検討の上、市町村教育委員会と相談し、市町村教育委員会の意向を踏まえた都道府県教育委員会において……条例等を整備する」と答弁したが、制度の説明や学校としての「意向」を決めるための話し合いは、ほとんど行われていない。「1年単位の変形労働時間制」導入は、重大な勤務条件の変更にあたる。地方公務員法に則り「勤務条件に関する事項は職員団体との交渉事項であり、書面による協定を結ぶことができる」「導入に当たっては、職員団体との交渉を踏まえつつ検討」「都道府県で交渉団体との話し合い、市町村での話し合い」は「担保される」などの国会答弁が実行されるべきである。

いま、教育行政が行うべきは、子どもたちが学校に通いたくなる魅力ある学校作りを支援すること、教職員の長時間過密労働を解消するための実効ある施策をすすめること、教員の未配置を直ちに解消することである。

よって、〇〇〇議会は、愛知県に対し、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 「1年単位の変形労働時間制」を導入するための条例制定を行わないこと。
2. 教職員の長時間過密労働を解消するための施策を緊急に講じること。
3. 教員の未配置を愛知県教育委員会の責任で無くすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年 月 日

愛知県知事 宛
愛知県教育委員会教育長
愛知県議会議員

〇〇〇議会
議長

要望書等文書表

11

受理年月日	件名	提出者
R6. 4. 30	議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める要望書	名古屋市北区城見通3丁目13 黒川住宅608号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める愛知県民の会 代表 高木 健吉

【新旧対照表】

改正前	改正後
(平成31年2月14日議会運営委員会確認) 2 委員会は、次に掲げる事項に関し、調査・調整又は審査する。 (1)～(5) (略) (6) (略)	(令和6年5月30日 議会運営委員会確認) 2 委員会は、次に掲げる事項に関し、調査・調整又は審査する。 (1)～(5) (略) (6) 尾張旭市議会BCP（業務継続計画）に関する事項 (7) (略)

1 「日程」の調整及び決定について

資料13-4「議会行事日程表」を参考にし、行政調査の日程を調整し、決定する。

行政調査日程（決定）					
令和6年	月	日（	）、令和6年	月	日（
令和6年	月	日（	）、令和6年	月	日（

2 「視察先」、「視察内容」の希望募集について

視察先及び視察内容の希望がございましたら、令和6年6月7日（金）までに、委員長まで御報告ください。

なお、検討の際には、資料13-2「委員会行政調査一覧表（H23～R5年度）」、資料13-3「会派視察一覧表（H30～R5年度）」を参考にしてください。

3 「視察先」、「視察内容」の検討及び決定について

令和6年6月7日（金）までの視察先及び視察内容の希望募集の結果を受け、視察先及び視察内容の決定を行います。

期日までに応募がなければ、視察先及び視察内容は正副委員長一任とします。

4 その他

<参考> 委員会行政調査について

	項 目	内 容
1	行 政 調 査 の 目 的	所管する事務に関する調査（実情や現況を把握）のため、他の自治体の先進的な取組み等について現地へ赴き、議案の審査等に生かすため行う。
2	日 程	議運：10～11月、常任：7～8月（予定）
3	予 算	1委員会当たり 55,000円／1人
4	参 加 者	議運：委員、議長、随員1人（局長）、同行1人（岡田） 常任：委員、理事者1人（所管課長等）、随員1人 【随員：総務（課長）、福文（水野）、都環（金城）】
5	交 通 手 段	公共交通機関 ※禁煙席で手配
6	出 発 場 所	尾張旭駅発着
7	調 査 先	過去5年以内の調査先はできるだけ避ける。資料13-2

年度	総務委員会	建設経済委員会 都市環境委員(H20.5)	民生文教委員会 福祉文教委員会(H20.5)	議会運営委員会
H 2 3	7/13(水)～7/14(木) 埼玉県北本市 千葉県野田市	7/27(火)～7/28(水) 山梨県甲州市 山梨県北杜市	7/11(月)～7/12(火) 東京都清瀬市 東京都板橋区	10/11(金) 三重県四日市市
H 2 4	7/9(月)～7/10(火) 埼玉県戸田市 静岡県浜松市	7/17(火)～7/18(水) 兵庫県加古川市 奈良県生駒市	7/10(火)～7/11(水) 長野県佐久市 長野県上田市	10/10(水)～10/11(木) 全国市議会議長会 研究フォーラムin松山
H 2 5	10/17(木)～10/18(金) 東京都府中市 東京都町田市	7/22(月) 愛知県豊川市 8/8(木)～8/9(金) 兵庫県洲本市 大阪府寝屋川市	7/22(月)～7/23(火) 和歌山県白浜町 滋賀県湖南市	10/22(火) 福井県吉田郡永平寺町
H 2 6	7/9(水)～7/10(木) 神奈川県茅ヶ崎市 東京都国立市	7/9(水)～7/10(木) 神奈川県川崎市 茨城県ひたちなか市	7/17(木)～7/18(金) 千葉県鎌ヶ谷市 静岡県富士宮市 7/31(木) 三重県四日市市	11/10(月)～11/11(火) 大阪府箕面市 奈良県奈良市
H 2 7	8/4(火)～8/5(水) 東京都立川市 東京都日野市	7/6(月)～7/7(火) 神奈川県小田原市 静岡県三島市	7/8(水)～7/9(木) 千葉県富里市 東京都品川区	10/16(金) 三重県伊賀市
H 2 8	7/28(木)～7/29(金) 神奈川県鎌倉市 千葉県千葉市	7/12(火)～7/13(水) 栃木県宇都宮市 静岡県焼津市	7/14(木)～7/15(金) 広島県尾道市 大阪府泉大津市	11/16(水)～11/17(木) 滋賀県彦根市 兵庫県三田市
H 2 9	8/2(水)～8/3(木) 愛媛県新居浜市 岡山県岡山市	7/26(水)～7/27(木) 福井県福井市 福井県小浜市	7/27(木)～7/28(金) 千葉県柏市 東京都武蔵野市	11/14(火)～11/15(水) 神奈川県横須賀市 神奈川県藤沢市
H 3 0	7/2(月)～7/3(火) 神奈川県横浜市 東京都府中市	8/8(水)～8/9(木) 長野県塩尻市 長野県松本市	8/7(火)～8/8(水) 大阪府大東市 滋賀県米原市	10/16(火) 北名古屋市 11/14(水)～11/15(木) 全国市議会議長会研究フォーラム
R 1	7/24(水)～7/25(木) 石川県小松市 奈良県奈良市	8/1(木)～8/2(金) 群馬県太田市 東京都町田市	8/8(木)～8/9(金) 千葉県佐倉市 千葉県松戸市 10/17(木) 岐阜県可児市	10/10(木) 瀬戸市 11/11(月)～11/12(火) 東京都東村山市 千葉県鎌ヶ谷市
R 2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため行政調査自粛		11/10(火) 愛知県瀬戸市（オンライン）	
R 3	新型コロナウイルス感染拡大防止のため行政調査自粛			
R 4	新型コロナウイルス感染拡大防止のため行政調査自粛		10/31(月) 愛知県岡崎市	
R 5	7/31(月)～8/1(火) 大阪府箕面市 大阪府八尾市	7/31(月)～8/1(火) 福井県永平寺町 長野県上田市	7/25(火)～7/26(水) 埼玉県白岡市 埼玉県戸田市	11/6(月)～11/7(火) 大阪府高石市 大阪府堺市

会 派 視 察 一 覧 表 (H30～R5年度)

年度	会派	フロンティア旭	市民まちづくり ネット	公 明 党 尾張旭市議団	つ な ぐ	日本共産党 尾張旭市議団	(私費)
H30 年間 150,000 円 (1人当たり)		6/9～6/10 第69回全国国植樹 祭(福島大会)(福 島島県南相馬市	6/9～6/11 第69回全国国植樹 祭(福島大会)(福 島島県南相馬市 文部科学省	6/9～6/10 第69回全国国植樹 祭(福島大会)(福 島島県南相馬市	5/28～5/29 石川県輪島市 シェア金沢(石川県 金沢市)	6/9～6/10 第69回全国国植樹 祭(福島大会)(福 島島県南相馬市	<まつだ> 4/9 瀬戸市 4/12 長久手市立東小学 校 8/30 常滑市 10/18 阿久比町 10/23 大府市・日進市 <武田、成瀬、にわ、 森> 4/19 沖縄県名護市 <さかえ、まつだ> 7/11 大阪府泉大津市 <篠田> 7/12 東京都文京区 <芦原、片渕、丸山> 10/3 豊明市
		7/25～7/26 佛子園(石川県白山 市) 石川県輪島市	8/21 兵庫県明石市 兵庫県尼崎市	10/10～10/12 第80回全国都市問 題会議(新潟県長岡 市)	6/9～6/11 第69回全国国植樹 祭(福島大会)(福 島島県南相馬市 文部科学省	7/10 愛知県幸田町	
		10/11～10/12 第80回全国都市問 題会議(新潟県長岡 市)	10/10～10/12 第80回全国都市問 題会議(新潟県長岡 市)		10/10～10/12 岐阜県中津川市 富山県糸魚川市 第80回全国都市問 題会議(新潟県長岡 市)	8/9 滋賀県野洲市・野 洲クリーンセンター	
年度	会派	フロンティア旭	市民クラブ	公 明 党 尾張旭市議団	一新ありが党	会派に 所属しない議員	(私費)
R 1 年間 137,500 円 (5～3 月分) (1人当たり)		7/30～7/31 第15回健康都市 連合日本支部大会 (香川県高松市)	10/29 兵庫県芦屋市	10/3～10/4 神奈川県鎌倉市 神奈川県座間市			<成瀬、陣矢、日比野、 川村> 10/3 岡崎市
		10/3～10/4 神奈川県鎌倉市 神奈川県座間市		11/6～11/8 第81回全国都市問 題会議(鹿児島県霧 島市)			
		10/30～10/31 第14回全国市議会議 長会研究フォーラム(高 知県高知市)	10/30～10/31 第14回全国市議会議 長会研究フォーラム(高 知県高知市)	11/8 鹿児島県南九州市			
		11/6～11/8 第81回全国都市問 題会議(鹿児島県霧 島市) 11/8 鹿児島県南九州市		2/5 石川県金沢市			
年度	会派	令和あさひ	市民クラブ	公 明 党 尾張旭市議団	福祉、維新の会	会派に 所属しない議員	(私費)
R 2 年間 75,000 円 (1人当たり)							
年度	会派	令和あさひ	市民クラブ	公 明 党 尾張旭市議団	福祉、維新の会	会派に 所属しない議員	(私費)
R 3 年間 150,000 円 (1人当たり)							<芦原、片渕> 11/16 長久手市
年度	会派	令和あさひ	市民クラブ	公 明 党 尾張旭市議団	福祉、維新の会	会派に 所属しない議員	(私費)
R 4 年間 150,000 円 (1人当たり)			10/23～10/25 茨城県日立市 茨城県牛久市				
			12/22 岐阜県多治見市				
年度	会派	令和あさひ	市民クラブ	公 明 党 尾張旭市議団	日本共産党 尾張旭市議団	愛知維新の会 尾張旭市議団	(私費)
R 5 年間 137,500 円 (5～3 月分) (1人当たり)		7/13～7/14 第19回健康都市連 合日本支部大会(あ ま市) 10/11～10/13 第85回全国都市問 題会議(青森県八戸 市) 1/25～1/26 熊本県玉名市 熊本県益城町・無 田集落	10/11～10/13 第85回全国都市問 題会議(青森県八戸 市)	10/11～10/13 第85回全国都市問 題会議(青森県八戸 市)	7/13～7/14 第19回健康都市連 合日本支部大会(あ ま市)	3/29 東京都杉並区 方南ローカルグッ ドブリュワーズ	

・ _____ は、庁舎訪問なしで市内視察等(現地視察)を行った市区町村

・ _____ は、市区町村以外(県、民間等)の訪問先

・ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策における議会の支援に関する決議により、政務活動費の後期分の交付を凍結した。

10月(議会運営委員会) 議会行事日程表

13-4

日	曜日	時間	行事名	場所	対象
10/1	火	(時間未定)	赤い羽根街頭募金	フィールアスカ外	正
10/2	水	14:00～	瀬戸旭看護専門学校組合議会定例会	瀬戸旭看護専門学校	組合議員
10/3	木	14:00～	尾張東部衛生組合議会定例会	晴丘センター	組合議員
10/4	金	14:00～	公立陶生病院組合議会定例会	公立陶生病院	組合議員
10/5	土				
10/6	日				
10/7	月				
10/8	火				
10/9	水	(時間未定)	全国市議会議長会研究フォーラム(～10日)	岩手県盛岡市	正・局
10/10	木	(時間未定)	全国市議会議長会研究フォーラム(9日～)	岩手県盛岡市	正・局
10/11	金				
10/12	土	(時間未定)	市民祭オープニングセレモニー	スカイワードあさひ	正・副・全議員
10/13	日				
10/14	月		《スポーツの日》		
10/15	火				
10/16	水				
10/17	木	(時間未定)	全国都市問題会議(～18日)	兵庫県姫路市	未定
10/18	金	(時間未定)	全国都市問題会議(17日～)	兵庫県姫路市	未定
10/19	土				
10/20	日				
10/21	月				
10/22	火				
10/23	水				
10/24	木	(時間未定)	三地区共催都市監査事務研修会(～25日)	静岡県静岡市	監査委員
10/25	金	14:00～	瀬戸旭看護専門学校組合例月出納検査	瀬戸旭看護専門学校	組合監査
		(時間未定)	三地区共催都市監査事務研修会(24日～)	静岡県静岡市	監査委員
10/26	土	6:30～	尾張旭市民ゴルフ大会開会式	森林公園	正
10/27	日	9:00～	尾張旭市総合防災訓練	白鳳小学校	正・副・全議員
		12:30～	紅茶クランプリ審査会	中央公民館	正
10/28	月				
10/29	火	10:00～	定例監査・例月出納検査	203会議室	監査委員
10/30	水	13:30～	尾張東部衛生組合例月出納検査会	晴丘センター	組合監査
10/31	木				

※予定であり、変更になる可能性があります。御了承ください。

11月（議会運営委員会） 議会行事日程表

日	曜日	時間	行事名	場所	対象
11/1	金	午後	尾張部市議会事務局長協議会	豊明市役所	局
11/2	土				
11/3	日		《文化の日》		
		10:00～	尾張旭市民芸能発表大会	文化会館	正
		13:30～	尾張旭市民展表彰式	スカイワードあさひ	正
11/4	月		《振替休日》		
11/5	火	13:30～	【当番市】尾三11市議会事務局職員研修会	第1委員会室	局・課・議事係・庶務係
11/6	水				
11/7	木	14:00～	尾張地区Aブロック都市監査事務研究会	日進市立図書館	監査委員
11/8	金				
11/9	土				
11/10	日	9:30～	紅茶フェスティバルin尾張旭	スカイワードあさひ	正
11/11	月				
11/12	火				
11/13	水				
11/14	木				
11/15	金				
11/16	土				
11/17	日	9:30～	農業まつり	スカイワードあさひ	正
11/18	月				
11/19	火				
11/20	水				
11/21	木				
11/22	金		[あいち県民の日学校ホリデー]		
11/23	土		《勤労感謝の日》		
11/24	日				
11/25	月				
11/26	火	10:00～	定例監査・例月出納検査	203会議室	監査委員
11/27	水				
11/28	木				
11/29	金				
11/30	土				

※予定であり、変更になる可能性があります。御了承ください。

1 名称

わくわく親子議会探検ツアー

2 日時

令和6年8月8日（木）

第1部 午前10時30分から正午まで

第2部 午後2時から3時30分まで

3 目的

次代を担う子どもたちとその保護者に、尾張旭市議会及び市政への理解と関心を深めてもらうため。

4 対象

市内在住の小学校4年生から6年生の児童とその保護者

5 募集人数

各部、児童とその保護者12組

6 当日のスケジュール

時間（第1部）	時間（第2部）	所要時間	内容	場所
10:30～10:32	14:00～14:02	2分	オリエンテーション	議場
10:32～10:35	14:02～14:05	3分	議長あいさつ	議場
10:35～10:37	14:05～14:07	2分	副議長あいさつ	議場
10:37～10:47	14:07～14:17	10分	尾張旭市議会の説明	議場
10:47～11:00	14:17～14:30	13分	尾張旭市議会クイズ	議場
11:00～11:10	14:30～14:40	10分	記念撮影※・休憩	議場
11:10～11:40	14:40～15:10	30分	議場等見学ツアー	議場、第1委員会室、第2委員会室、会派室、正副議長室、議長応接室、議会図書室
11:40～11:43	15:10～15:13	3分	議長講評	議場
11:43～11:58	15:13～15:28	15分	修了証授与	議場
11:58～12:00	15:28～15:30	2分	アンケート記入	議場

※ HP用として、議長席を背景に、あさぴーと一緒に集合写真を撮影する。

7 周知方法

- (1) 広報おわりあさひ7月号に掲載
- (2) 市議会ホームページで周知
- (3) 市内公共施設等にチラシを掲示
- (4) 対象児童の保護者へ教育委員会を通じて、チラシをデータで送付

議員各位

尾張旭市議会議長 松原 たかし

議会 B C P に係る安否確認配信テストの実施について（依頼）

このことについて、議会 B C P に基づき、災害時等において、確実に市議会議員の安否確認ができるようにすることを目的として、下記のとおり L I N E W O R K S を用いた安否確認の配信テストを実施しますので、御参加ください。

記

- 1 配信日時
令和 6 年 5 月 3 1 日（金） 午前 9 時
- 2 返答方法
別紙「配信テスト返答方法」のとおり
- 3 その他
令和 6 年 5 月 3 1 日開催の全員協議会内におきまして、各議員へのテスト配信状況の確認及び市議会全体の安否確認返答状況の報告を行います。
つきましては、L I N E W O R K S をダウンロードした携帯電話を全員協議会にお持ちいただきますようお願いいたします。

担当 議会事務局 議事課 庶務係（清水）
電話 0 5 6 1 － 7 6 － 8 1 8 6 （直通）

配信テスト返答方法

- ①LINE WORKS を開き、下にある「トーク」を選択し、全メンバー参加トークを選択します。



- ②届いている URL にアクセスします。



配信テスト返答方法

- ③アンケート画面が開くので、「自分の安否確認」から「その他連絡事項等」までを回答し（青色※は必須回答項目です）、最後の「提出する」を選択すると、「回答が正常に送信されました」と表示されるので、右下の「×」を選択します。

×

アンケート回答

記名

安否確認配信テスト

地震の影響による安否を確認するための調査です。
全ての方々にご回答いただけますようお願いいたします。

議会事務局議事課
24.05.21 13:00 ~ 24.05.28 13:00

• 自分の安否状況

☐ 無事

☐ 軽症

☐ 重症（骨折等で動けない状態）

☐ その他

その他連絡事項等

回答を入力してください。

提出する

* 各回答はメンバー情報と共にアンケート実施者に公開されます。



回答が正常に送信されました。

ご回答ありがとうございました。

提出した回答の確認

・配信テスト時の状況
を入力してください。

配信テスト返答方法

- ④自身が回答した内容を確認したい場合や、全体の回答状況を確認したい場合は、再度アンケート画面を開き、「提出した回答の確認」または「結果確認」を選択すると、確認画面が表示されます。



※「結果確認」を選択した場合の画面です。